

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

1 処分を受ける事業者名等

事業者の名称	株式会社にし
代表者の名称	代表取締役 福島 摩寿子
事業者の所在地	大分県大分市荏隈字台1202番地の1
事業所の名称	①にじっ子倶楽部 花園 ②にじっ子倶楽部 賀来 ③にじっ子倶楽部 大道 ④にじっ子倶楽部 羽屋 ⑤にじっ子倶楽部 宗方
事業所の所在地	①大分県大分市花園1丁目7番94号 ②大分県大分市賀来北1丁目1番29号 ③大分県大分市三芳667番地4 ④大分県大分市羽屋4丁目1番68号 ⑤大分県大分市上宗方1352番地1
事業所番号	①4450100641 ②4450100815 ③4450100922 ④4450101045 ⑤4450101284
サービス種類	放課後等デイサービス
処分年月日	令和4年 9月30日
指定取消年月日	令和4年11月14日

2 処分理由

(1) 障害児通所給付費等の請求に関し不正があったため。

(法第21条の5の24第1項第5号に該当)

(ア) 5事業所において従業者の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていない日が属する月であって、人員欠如減算に該当する月については、人員欠如減算を行う必要があったにもかかわらず、減算せず不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

226月

(イ) 上記において、児童指導員等加配加算を算定できない月や日があったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定して不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

246月

(ウ) 障害児通所給付費に不正があったため、併せて返還となるもの。

福祉・介護職員処遇改善加算 (I)

105月

放課後等デイサービス給付費に係る特例的な上乘せ

30月

(2) 障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為があったため。

(法第21条の5の24第1項第10号に該当)

5事業所において児童指導員等として従事する見込みのないことを認識していたにもかかわらず、知人の氏名を利用し、虚偽の人員配置を行い、当該事業所が人員基準や加算の算定要件等を満たす旨の勤務表等を作成し、変更届出書及び添付書類を複数回に渡り、市に提出した。さらに、実地指導時においても、不適切な運営があったにもかかわらず、あたかも適切な人員配置ができているかのように偽造した出勤簿、勤務表等を市へ提示していた。

3 処分に伴う返還額 5事業所合計 607月 273,890,408円